

平成26年度
宮古市経営方針

平成26年2月17日

平成26年度宮古市経営方針

平成26年3月市議会定例会が開催されるにあたり、宮古市経営方針について、私の所信の一端を申し述べ、議員各位並びに市民の皆さまのご理解とご協力を賜りたいと存じます。

1 はじめに

未曾有の災害をもたらした東日本大震災から間もなく3年を経とうとしております。この間、震災からの復興を最重要課題として市政に取り組んでまいりました。「必ずや復興を成し遂げる」という強い決意のもと、市民、市議会議員の皆さま、そして職員派遣をいただいております全国各地の自治体をはじめ、多くの皆さまのご支援・ご協力をいただきながら復興への歩みを進めてまいりました。

特にも、生活の再建や産業の復旧に不可欠な、住まいの再建、生産基盤やインフラなどの整備に取り組んできたところであります。

一方、大量に発生いたしました災害廃棄物は、その処理を岩手県に委託し、県内外の自治体のご支援のもと、平成25年度内に撤去・処理される運びとなっております。改めまして関係各位に感謝申し上げます。

さて、宮古市東日本大震災復興計画では、平成25年度で「復旧期」を終え、平成26年度から次のステージである「再生期」に移ります。引き続き、「すまいと暮らしの再建」「産業・経済復興」「安全な地域づくり」の3つを復興の柱に据え、震災前の活力の再生に力を注いでまいります。

また、平成26年度には宮古市総合計画後期基本計画を策定いたします。震災からの復旧はもとより、復興に向けた取り組みの指針としても重要であることから、市復興計画との整合性を図り、定住促進の視点を入れ込み、市民の参画と協働による今後のまちづくりについての議論を踏まえ、策定してまいります。

平成26年度におきましても引き続き、震災からの復興が最重要課題であり、3つの柱の各施策に基づき、「復興に向けた取り組み」が見える形でさらに加速させるとともに、「宮古市総合計画」の将来像に掲げる『「森・川・海」とひとが共生する安らぎのまち』の実現を目指してまいります。

2 基本姿勢

私は、市長就任以来、市民との対話を重視し、「公正・公平・公開」を信条に掲げ、これまで議員各位や市民、各種団体等の皆さまと意見を交換してまいり

ました。施策を進めるにあたり、特に重要と考えておりましたのが「産業立市」と「教育立市」であります。今後も官民一体となった連携のもと、新しいマニフェストに掲げる施策を進めるとともに、課題解決に向けて取り組んでまいります。

本市が、震災から復興し、さらに発展していくため、復興に向けた3つの柱の各施策に基づく取り組みを推進してまいります。これらを着実に推進するうえで前提となる「都市基盤づくり」の方針に基づき、まちづくりを推進しているところであります。

減災の考え方に基づく多重防災型まちづくりの構築につきましては、防潮堤等の整備を行う「海岸保全施設による防災対策」、安全な場所への移転や地盤の面的かさ上げ、建物の強化、避難道路の整備などを行う「ハードによる防災対策」、円滑な避難方法、用途規制、防災教育、情報提供などの「ソフトによる防災対策」を適切に組み合わせたまちづくりを進めてまいります。

安心と活力を生み出す土地利用の促進につきましては、土地利用のあり方について検討し、安心して暮らすことのできる住環境の確保と経済に活力を生み出すための産業基盤の集積を図る土地利用を進めてまいります。

地域の復興を支える災害に強い交通網の形成につきましては、道路や鉄道、バスなど地域の復興の基礎となる総合的な交通ネットワークの強化・充実を図るとともに、災害に強い交通網を形成してまいります。

市民生活を支える公共施設の復興と防災力の強化につきましては、産業振興施設や文教施設、保健・医療・社会福祉施設など、市民の安全で快適な生活を支える公共施設の早期復旧・整備を図ってまいります。

また、本市における全庁的な公共施設の再配置の計画策定と併せ、災害に強い拠点施設としての市庁舎のあり方について検討を進めるとともに、安全性の高い避難路、避難場所の整備などによる防災力の強化を図ってまいります。

また、復興計画全体を先導し、全ての市民が「復興を実感」できるよう、「すまいの再建プロジェクト」「みなとまち産業振興プロジェクト」「森・川・海の再生可能エネルギープロジェクト」「防災のまち協働プロジェクト」「災害記憶の伝承プロジェクト」の5つを重点プロジェクトとして優先的に検討・実施してまいりました。

特にも「森・川・海の再生可能エネルギープロジェクト」では、災害時に必要なエネルギーを供給できる体制づくりや、多様な自然エネルギー資源を活用する施策を推進いたします。その具体事業である「スマートコミュニティ事業」及び「ブルーチャレンジプロジェクト事業」につきましては、引き続き、事業者の取り組みを積極的に支援してまいります。

「災害記憶の伝承プロジェクト」につきましては、国の支援により整備する

「たろう観光ホテル」など、津波遺構の利活用について検討を進め、防災教育や災害の記憶伝承に取り組んでまいります。

また、震災記録誌第1集の概要版を作成するとともに、第2集の作成に向けて資料の収集・整理を行ってまいります。

3 新年度予算の概要

それでは、新年度予算の概要につきまして、ご説明申し上げます。

平成26年度からは、復興計画における「震災以前の活力を取り戻す取組みを行う」再生期に入ります。

発災直後から進めてきた災害廃棄物の処理が平成25年度で終了し、被災者の生活再建に関わる防災集団移転促進事業、災害公営住宅整備事業や都市再生区画整理事業においては、これまでの計画策定や設計、用地取得という工事前の準備的な段階から本格的な整備の段階に移行してまいります。

また、被災公共施設の復旧整備を進めるなど、復旧・復興を加速させてまいります。

平成26年度の予算につきましては、復旧・復興を重点的に進める予算編成を行った結果、新年度の一般会計当初予算総額は、511億7,700万円で、このうち、通常分が292億3,528万5千円、震災対応分が219億4,171万5千円の計上となっております。

また、国民健康保険事業勘定特別会計80億5,269万8千円、介護保険事業特別会計68億7,323万9千円の計上などにより、特別会計当初予算総額は、165億6,380万6千円となり、水道及び下水道事業に係る公営企業会計当初予算総額は、64億3,172万3千円で、すべての会計を合わせた予算の総額は、741億7,252万9千円となるものであります。

4 平成26年度の主要施策の概要

新年度における施策の推進につきまして、復興計画に掲げる3つの柱の各施策と、総合計画の7つの基本施策に沿って、主な施策の内容について申し上げます。

1) 復興計画

(「すまいと暮らしの再建」に向けた取組み)

「すまいと暮らしの再建」につきましては、応急仮設住宅等での暮らしを余儀なくされている被災者の方々が、一刻でも早く恒久的な住まいを確保し、震災前の暮らしを取り戻すための事業を推進してまいります。

また、既存の国・県の支援制度に加え、市独自の支援により、被災者の住ま

いの再建を進めてまいります。

災害公営住宅につきましては、高浜と近内地区は平成25年度内に、平成26年度には中心市街地ほか鍬ヶ崎、崎山、赤前、重茂、田老地区での完成を見込んでおります。その他の地区につきましても順次整備してまいります。

被災者の自宅の再建にあたりましては、引き続き、住宅の新築・購入費用やそれに伴う借り入れ等に対し、県とともに補助を行うことにより、住宅の早期再建が図られるよう支援してまいります。

また、被災者台帳システムを活用した情報の一元的な管理を進めるとともに、公的支援制度に関する情報発信や相談会の開催など積極的に取り組んでまいります。

被災した津軽石保育所と田老保育所につきましては、建物の設計に着手し、早期復旧に向けて取り組んでまいります。

教育につきましては、児童生徒の教育機会均等のため、就学援助や通学支援等のもとより、宮古市奨学資金制度を拡充し、支援の充実を図ってまいります。

生涯学習施設につきましては、鍬ヶ崎公民館と津軽石公民館の設計に着手するとともに、児童生徒の運動環境や市民の皆さまのスポーツ環境を改善するため、先行して田老野球場の整備に着手するほか、宮古運動公園の早期復旧に取り組んでまいります。

市民文化会館につきましては、災害復旧工事を継続して実施し、年内のオープンを目指して取り組んでまいります。

（「産業・経済復興」に向けた取組み）

次に、「産業・経済復興」につきましては、地域経済の再生を図るため、各産業の再建に向けた取組みを進めてまいります。

農業振興につきましては、被災農地の復旧事業を実施しており、津軽石・赤前地区の一部と摂待地区等において平成26年度の完成を予定しております。

林業振興につきましては、地域木材利用住宅推進補助金を活用した地域材の利用促進と森林整備の推進を図ってまいります。

水産振興につきましては、引き続き、漁船、養殖施設、共同利用施設、さけ・ます種苗生産施設、水産加工場及び荷さばき施設の再建に向けた支援を行い、生産から流通加工までの一体的な復興を推進してまいります。また、魚市場の拡張整備に取り組むとともに、鍬ヶ崎地区の水産加工施設用地を整備し、水産業の活性化を図ってまいります。

特にも第一次産業で復興・再生の取組みを進めるためには、生産者の再建支援とともに、新規就業者をはじめとする担い手の確保・育成支援を強化していかなければなりません。市独自の担い手育成対策について継続して取り組ん

でまいります。

企業誘致につきましては、国の「津波・原子力災害被災地雇用創出企業立地補助金」を活用し、工場等を新增設する企業の取り組みを支援してまいります。

商業振興につきましては、中小企業者が復旧・復興のために借り入れた資金の利子等を補助し、事業者の負担軽減を図り、市内経済の早期回復に努めてまいります。

観光振興につきましては、震災により減少した観光客の回復を図るため、国が取り組んでいる「みちのく潮風トレイル」の整備と歩調を合わせ、月山展望台等関連施設の環境整備を進めてまいります。

また、「三陸復興国立公園協会」などの広域的な取り組みに参画し、効果的な誘客対策に取り組んでまいります。

（「安全な地域づくり」に向けた取り組み）

次に、「安全な地域づくり」につきましては、地区復興まちづくり計画に基づき取り組みを進めてまいります。

防災集団移転促進事業につきましては、計画をしている5地区11団地すべてにおいて造成工事に着手しております。既に造成工事が完了した崎山地区は分譲を実施しているほか、平成26年度は高浜・金浜地区、法之脇地区及び赤前地区、平成27年度は田老地区での造成工事完成を目指し、より一層の事業進捗を図ってまいります。

都市再生区画整理事業につきましては、田老地区と鍬ヶ崎・光岸地地区において平成26年度から本格的な造成工事に着手し、平成27年度内の工事完成を目指して事業を進めてまいります。

また、すべての工事が完了する前でも完成した区画から順次、引き渡しを行い、地区内に少しでも早く住まいを再建できるよう取り組んでまいります。

道路整備につきましては、国、県が実施する三陸沿岸道路、宮古盛岡横断道路、一般国道340号、特にも押角トンネル及び立丸峠トンネル、主要地方道重茂半島線の事業推進を支援するとともに、早期完成を要望してまいります。

また、復興まちづくりにおける面的整備と一体的な道路及び孤立集落解消のための道路整備に取り組んでまいります。

津波復興拠点整備事業につきましては、市内2か所で計画をしております。このうち、津軽石地区では、津軽石小学校東側に被災した公共施設の再配置を行うこととし、平成26年度に造成工事に着手いたします。

また、中心市街地地区では、JR宮古駅南側に防災拠点施設を中心とした公共施設の集約を検討し、事業化に向け、取り組んでまいります。

浸水対策につきましては、地震により地盤沈下した新川町、藤原地区の雨水

処理・排水対策として、ポンプ施設を整備してまいります。

公共交通の確保と充実につきましては、壊滅的な被害を受けたＪＲ山田線宮古・釜石間の早期復旧に向けて、沿線市町や関係機関等と連携して、粘り強く取り組んでまいります。

また、平成２５年度に策定する「宮古市公共交通ビジョン」に基づき、復興後の新しいまちの形に合わせた「持続可能な公共交通体系」の構築に取り組んでまいります。

２）総合計画

（三陸沿岸地域の拠点都市としての基盤形成）

次に、総合計画における「三陸沿岸地域の拠点都市としての基盤形成」につきましては、国道や県道などの幹線道路網と接続する主な市道の整備を図るとともに、産業関連施設、観光地等を結ぶ市道、病院や学校などの施設を結ぶ市道、災害時に国道や県道の代替となる市道などが、機能的に結びついた市内道路網の整備を図ってまいります。

特に、市道北部環状線につきましては、近内地区から山口地区までの区間において、工事着手に向けて事業を進めてまいります。

また、利用状況にあった道路幅員の確保、歩道や街灯などを整備するとともに、適切な維持管理を図ってまいります。

携帯電話不感地域の解消につきましては、川井夏屋地区において、国の補助事業を活用した基地局を整備し、携帯電話の通話エリアの拡大を図ってまいります。

（活力に満ちた産業振興都市づくり）

次に、「活力に満ちた産業振興都市づくり」につきましては、産業支援体制を充実し、産業間連携や６次産業化に応じた農林水商工観連携を推進してまいります。

農業振興につきましては、推進品目であるピーマン、キュウリのほか、川井地域における主要品目である紫蘇、そばなどの生産拡大に引き続き取り組んでまいります。

深刻化する鳥獣による被害防止につきましては、電気牧柵やシカ等の侵入を防ぐ防護柵の導入を支援するとともに、実践的活動を担う「鳥獣被害対策実施隊」を設置し、総合的な取り組みを強化してまいります。

林業振興につきましては、しいたけ生産現場において、依然として原子力発電所事故に伴う風評被害による価格下落とほだ木の需給がひっ迫していることから、生産設備の復旧と生産量増大に向けた補助制度を継続し、生産意欲の維

持・向上に努めてまいります。

水産振興につきましては、水揚げ増大と加工原魚の確保を図るため、官民一体となった廻来船誘致運動を積極的に展開してまいります。

雇用対策につきましては、県の基金事業を活用した「緊急雇用創出事業」を引き続き実施するとともに、資格取得訓練業務の委託、資格取得費用の補助、再就職支援セミナーの開催などを行い、就業の支援に努めてまいります。

商業観光につきましては、商業振興対策事業費補助金や成功店モデル創出・波及事業により、主体的に活動する商業者等を支援してまいります。

昨年9月に日本ジオパークに認定となりました「三陸ジオパーク」の活用につきまして、市民への周知やガイド育成など、「世界ジオパーク」認定に向けて取り組んでまいります。

また、浄土ヶ浜におきましては、国と連携して第一駐車場付近の再整備を進めており、本年7月には、新しい姿でお客様を迎えることができるようになります。

港湾振興につきましては、各種補助制度を生かした貨物集荷のポートセールスを行うとともに、客船誘致等にも努めてまいります。

なお、本年5月に「ばしふいっくびいなす」、7月には「につぼん丸」の宮古港寄港が決定しており、飛鳥Ⅱの誘致に向けましても積極的に取り組んでまいります。

(安全で快適な生活環境づくり)

次に、「安全で快適な生活環境づくり」につきましては、防災・危機管理体制の充実強化を図るとともに、高齢者に重点を置いた交通安全や防犯対策、環境衛生の充実・循環型社会の形成に取り組んでまいります。

防災対策につきましては、緊急告知防災ラジオの導入により災害情報の即時伝達体制の強化を図るとともに、津波避難計画の策定等、総合的な防災対策を進めてまいります。

また、災害時に円滑な応急対策が実施できるよう、北海道苫小牧市との間で災害時相互援助協定の締結を進めてまいります。

消防団につきましては、被災した消防屯所の復旧を進めるとともに、団員の確保と活動環境の向上に努めてまいります。

安全な消費生活の確保につきましては、市民の消費生活の安心安全を守るために、平成25年度に設置した宮古市消費生活センターを核として、引き続き、消費生活トラブル相談への対応や注意喚起情報の提供を行い、消費者保護の充実に取り組んでまいります。

上水道事業につきましては、安全・安心な水を供給するため、老朽管を更新

するための調査設計を実施するとともに、公共下水道事業では復興事業の進捗に合わせながら、順次整備を進めてまいります。

市営の宮古市墓園につきましては、現在地での区画増設に向けて、用地取得や測量設計などを実施し、整備を進めてまいります。

(健康でふれあいのある地域づくり)

次に、「健康でふれあいのある地域づくり」につきましては、新たに策定いたします「第2次いきいき健康宮古21プラン」及び「第2次宮古市食育推進計画」、「宮古市歯と口腔の健康づくり基本計画」に基づき、生涯を通じて、「みんながいきいきと健康に暮らすまち」を基本理念とし、互いに支えあい、住み慣れた地域で自分の健康は自分でつくり、安心して生活できる「いきいき健康都市」を目指してまいります。

また、震災から間もなく3年を迎え、それに伴い起こりうる健康課題への対応など、被災された方々への心身の健康づくりを推進するとともに、高齢者が住み慣れた地域でいきいきと暮らすことができるよう、介護予防事業の拡充を図り、地域包括支援センターを中心とした総合的な支援をしてまいります。

インフルエンザ予防接種費用の助成につきましては、高齢者と1歳から中学3年生までを対象とするとともに、風しん予防接種を希望する夫婦などへの助成を実施してまいります。

さらに、「医師等養成奨学資金制度」を継続するとともに、診療所における医師体制の充実を図ってまいります。

子育て支援につきましては、民間の認定こども園整備を支援するなど、子ども・子育て支援新制度に向けた体制の充実を図ってまいります。

なお、国民健康保険につきましては、被災者の医療費の一部負担金免除を本年12月まで延長するなど、引き続き加入者の医療の確保と健康増進の維持に努めてまいります。

(交流と連携による地域づくり)

次に、「交流と連携による地域づくり」につきましては、まちづくりの主体である地域自治組織や市民活動団体に対する補助等の支援を実施することにより、震災から復興への取り組みを含めた市民活動の再生や活性化を図ってまいります。特に災害公営住宅を含めた被災地域のコミュニティの再構築に引き続き取り組んでまいります。併せて、地域の課題解決のため、市民と行政が協働で行う提案事業を引き続き実施してまいります。

男女共同参画につきましては、意識醸成や理念の浸透とともに、参画機会の拡大、団体等の活動の促進や相談事業に取り組んでまいります。

地域間交流につきましては、地域の個性や魅力を高めながら、近隣市町村及び姉妹都市等との連携、交流を推進してまいります。

(個性を生かし未来を拓くひとづくり)

次に、「個性を生かし未来を拓くひとづくり」につきましては、市民が生涯を通じて学び続けることができる生涯学習環境の充実や社会を生き抜くための生きる力を育む学校教育の充実のほか、スポーツ・レクリエーションや文化の振興を図ってまいります。

この詳細につきましては、後ほど「宮古市教育行政方針」で教育委員長が説明いたします。

(新しいまちにふさわしい行財政運営の推進)

次に、「新しいまちにふさわしい行財政運営の推進」につきましては、市民主権、市民自治のさらなる発展のために、自治基本条例に基づく参画と協働のまちづくりを進めてまいります。

行財政運営の効率化につきましては、平成25年度に作成する「宮古市公共施設白書」で明らかになった現有施設の実態を踏まえて、安全で快適な生活環境を支える公共施設の再配置や施設の機能集約や複合化、加えて管理運営の効率化を図るため、宮古市公共施設再配置計画基本計画の策定に向けて取り組んでまいります。

5 むすびに

以上、平成26年度宮古市経営方針について説明させていただきました。

震災以降、この3年間で復旧復興への道筋は整いました。住まいの再建では、災害公営住宅などの工事に着手し、復興のつち音が聞こえております。今後、水産加工場などの水産施設、商店街及び事業所などの本設が進んでまいります。

また、津波からの防災性を高めるとともに、復興を先導する拠点市街地を形成するための津波防災拠点整備事業のさらなる加速を図ってまいります。このように、見える形で一歩ずつではありますが、一つ一つ着実に取り組んでまいります。

さらに、本市では、宮古市、田老町、新里村の3市町村合併に伴い、地方自治法の規定に基づく地域自治区及び地域協議会を設置いたしました。また、宮古市と川井村との合併に伴い、川井地域も同様であります。これらの設置を定める「宮古市地域自治区条例」及び宮古市地域創造基金の実施期間を定める「宮古市地域創造基金取扱要綱」が平成26年度末をもって失効いたします。以後の取り扱いにつきましては、今後の各地域の振興を見据え、各地域協議会の意

見等を踏まえて協議してまいります。

私は、宮古市のあるべき姿として「安定した仕事を持って、子どもを幸せに育てられるまち」を掲げております。この実現のため、そして必ず復興を成し遂げるため、改革と挑戦の姿勢のもと、宮古市総合計画、復興計画を着実に実施し、『三陸沿岸の中心都市「宮古」のまちづくり』に全力で取り組んでまいります。

「君子、時中す」。その時その場にふさわしい手を打ち、あらゆる課題を克服して進歩向上を図ってまいります所存でございます。

今議会には、平成26年度当初予算とともに、関係議案等、いずれも宮古市の経営上重要な案件を提出しておりますので、よろしくご審議のうえ、ご賛同賜りますようお願い申し上げます、経営方針の説明といたします。